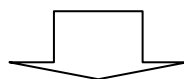


在宅就業支援団体について

1. 主体・登録

【障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項・第 2 項より】

- 厚生労働大臣の登録を受けた法人
- 登録は、在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供することその他の在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人の申請により行う。



- 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人とする。

※ ただし、欠格事由が設けられており、障害者雇用促進法の規定、政令で定める労働関係法律の規定*等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり 5 年を経過しない法人等については、登録を受けることができない（障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 3 項）。

* 政令で定める労働関係法律の規定については、職業安定法^(注1)・労働者派遣法^(注2)を参考にして定めることとしてはどうか。

(注 1) 職業安定法における有料職業紹介事業の許可の欠格事由においては、政令で定める労働関係法律の規定として、労働基準法の罰則に係る規定等が定められている。

(注 2) 労働者派遣法における一般労働者派遣事業の許可の欠格事由においても、政令で定める労働関係法律の規定として、労働基準法の罰則に係る規定等が定められている。

2. 登録要件

【障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 4 項】

厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 常時十人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。
 - イ 在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供すること。
 - ロ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するための職業講習又は情報提供を行うこと。
 - ハ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行うこと。
- 二 雇用による就業を希望する在宅就業障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 二 前号イからニまでに掲げる業務（以下「実施業務」という。）の対象である障害者に係る障害に関する知識及び当該障害に係る障害者の援助を行う業務に従事した経験並びに在宅就業障害者に対して提供する就業の機会に係る業務の内容に関する知識を有する者（次号において「従事経験者」という。）が実施業務を実施し、その人数が二人以上であること。
- 三 前号に掲げる者のほか、実施業務を適正に行うための専任の管理者（従事経験者である者に限る。）が置かれていること。
- 四 実施業務を行うために必要な施設及び設備を有すること。

【障害者雇用促進法改正法案に対する附帯決議（平成 17 年 6 月 8 日・衆議院厚生労働委員会）】 ※ 参議院厚生労働委員会でも同趣旨の附帯決議がなされた。

- 四 （略）在宅就業支援団体の適正な業務の運営を確保するため、その登録に当たって登録要件への適合等を厳正に審査する（略）

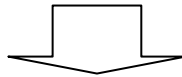
〔第 1 号の具体的解釈〕

- ◎ 継続的に業務を実施している法人を登録対象とするため、在宅就業障害者に対する支援業務を実施している実績を勘案することとしてはどうか。

3. 登録の更新

【障害者雇用促進法第74条の3第6項】

(略) 登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

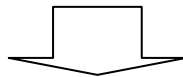


- ◎ 登録に際しての事前審査を厳正に行った上で、在宅就業支援団体が安定的に事業を運営できるよう、政令で定める登録更新期間は3年間としてはどうか。

4. 業務運営基準

【障害者雇用促進法第74条の3第9項】

在宅就業支援団体は、(略) 厚生労働省令で定める基準に適合する方法により在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。



- ◎ 在宅就業支援団体の適正な業務の実施を確保することを目的として、
- ・ 適正な業務の実施及びトラブルの回避を図るため、一定の契約条件について、あらかじめ発注企業－在宅就業支援団体間、在宅就業支援団体－在宅就業障害者間で明確化すること
 - ・ 個人情報保護、健康確保措置の実施、能力開発機会の付与等について基準を定めることとしてはどうか。

〔業務運営基準に盛り込む具体的な内容（案）〕

- ① 発注企業－在宅就業支援団体間の契約に係る基準
 - 契約条件の文書明示、文書保存
 - 契約書に在宅就業対価相当額（事業主からの発注額のうち在宅就業障害者に対して支払われる金額の総額）の予定額を明示すること。
- ② 在宅就業支援団体－在宅就業障害者間の契約に係る基準
 - 在宅就業支援団体が初めて支援を行う際に、支援内容、在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の額の設定基準、在宅就業実施の実施方法を明示すること。
 - 個別の在宅就業契約ごとに、契約条件を文書で明示し、その文書を保存すること。
 - 個別の在宅就業契約の際の契約書に、実際に在宅就業障害者に対して支払う報酬額、在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の額、報酬の支払い期日等を明示すること。
- ③ その他
 - 個人情報保護、健康確保措置の実施、能力開発機会の付与、在宅就業障害者の手帳の写し等の保存 等

5. 在宅就業支援団体が行わなければならない事務

【障害者雇用促進法第74条の3第11項・第12項】

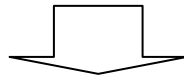
- 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、当該業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。（略）
- 業務規程には、在宅就業障害者に係る業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

【障害者雇用促進法第74条の3第8項】

在宅就業支援団体は、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき事業主から対価の支払を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に対し、在宅就業対価相当額を証する書面を交付しなければならない。

【障害者雇用促進法第74条の3第21項】

在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務に関し厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。



（1）業務規程の届出

- ◎ 業務規程で定めるべき事項は次の通りとしてはどうか。

〔業務規程記載事項（案）〕

- ・ 在宅就業障害者に対する支援業務の実施方法
- ・ 在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の算定方法
- ・ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ・ 業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項 等

（2）発注証明書の発行

- 在宅就業支援団体は、発注企業に対して、在宅就業対価相当額（事業主からの発注額のうち在宅就業障害者に対して支払われた額）を証明する発注証明書を発行する。発注企業は在宅就業障害者特例調整金等の支給申請に際し、発注証明書を添付して申請する。
- ◎ 発注証明書に記載する事項は次の通りとしてはどうか。

〔発注証明書記載事項（案）〕

- ・ 事業主が在宅就業支援団体に対して支払った金額
- ・ 在宅就業対価相当額（事業主からの発注額のうち在宅就業障害者に対して支払われた金額の総額）
- ・ 在宅就業支援団体がそれぞれの在宅就業障害者に対して支払った報酬額
- ・ 在宅就業障害者の氏名・就業場所・業務内容
- ・ 在宅就業障害者が障害者であることを明らかにする事項 等

(3) 定期報告

- ◎ 在宅就業支援団体による適正な業務の実施を確保するため、在宅就業支援団体は、毎年、4月1日現在における業務の状況を、5月15日までに厚生労働大臣に報告をしなければならないこととしてはどうか。
- ◎ 報告事項は、次の通りとしてはどうか。

〔報告事項（案）〕

- ・ 在宅就業支援団体が行う支援の業務の内容
- ・ 在宅就業支援団体が継続的に支援業務を行っている在宅就業障害者の人数
- ・ 在宅就業障害者に対する支援業務を実施する従事経験者及び専任の管理者の氏名
- ・ 事業主からの受注総額、在宅就業障害者に対する発注総額
- ・ 在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費総額 等

※ 定期報告のほか、必要に応じて、厚生労働大臣による随時報告の聴取・立入検査の実施（障害者雇用促進法第82条第1項）、高齢・障害者雇用支援機構による随時報告の聴取（同法第74条の3第20項）が可能。

(4) その他

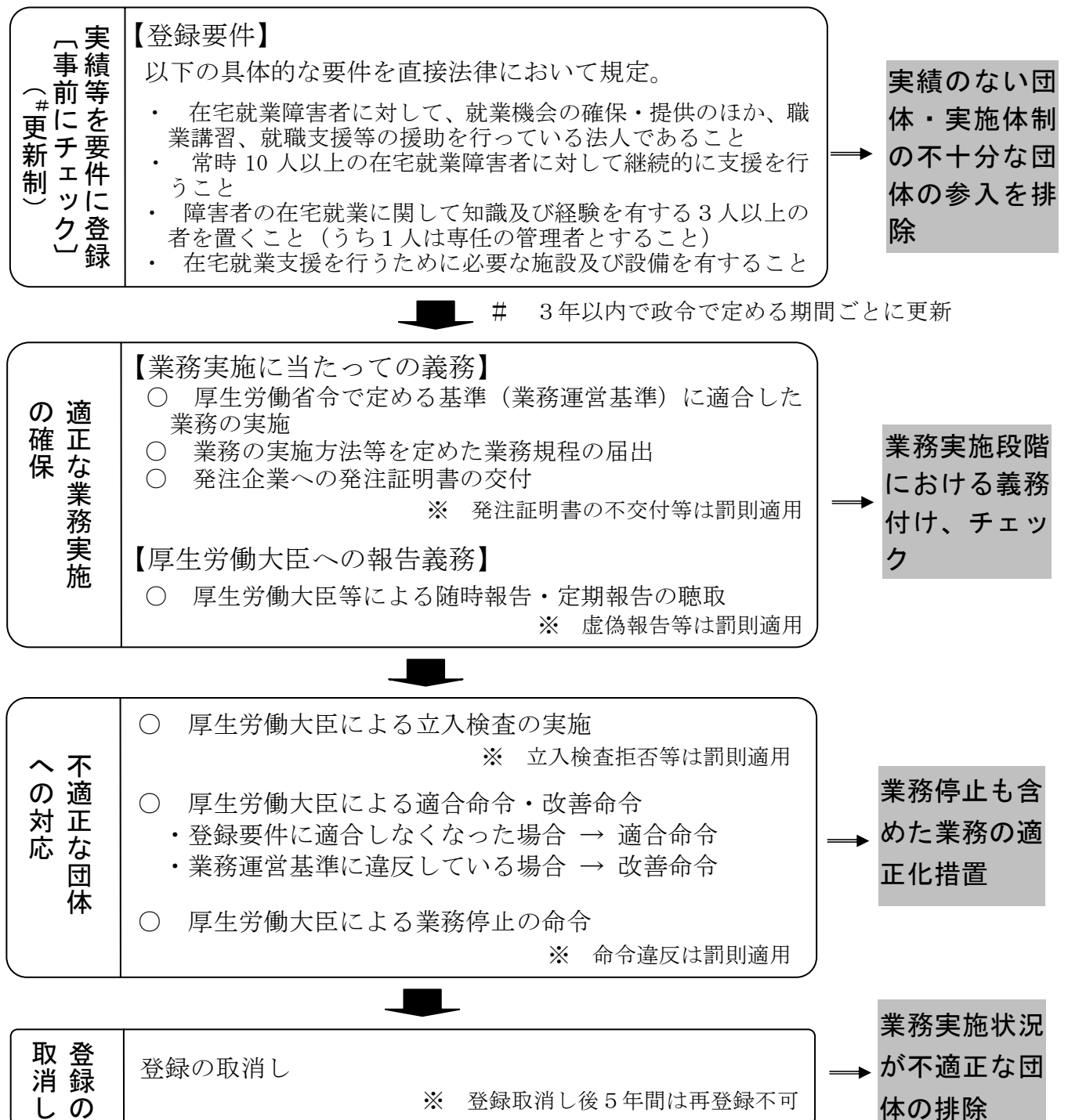
その他、財務諸表等の保存（障害者雇用促進法第74条の3第14項）、情報公開請求への対応（同条第15項）、帳簿の保存（同条第19項）を行わなければならない。

6. 在宅就業支援団体による適正な支援業務の実施の確保

【障害者雇用促進法改正法案に対する附帯決議（平成 17 年 6 月 8 日・衆議院厚生労働委員会）】 ※ 参議院厚生労働委員会でも同趣旨の附帯決議がなされた。

四 （略）在宅就業支援団体の適正な業務の運営を確保するため、その登録に当たって登録要件への適合等を厳正に審査するとともに、登録後においても業務運営基準の遵守等を徹底するための厳正な監督指導を実施するものとする。

登録段階、業務実施段階においてそれぞれ条件等を課し、在宅就業支援団体による適正な支援業務の実施を確保する。



（注）厚生労働大臣は、登録・登録の取消し等について、公示を行う。